労働ホットライン

私も所属する労働弁護団では、原則として毎週火曜日、木曜日、土曜日の午後１時～４時に労働相談ホットライン（労働に関する問題についての電話相談）を行っています。

日にもよると思いますが、私の担当日には、受話器を置いた途端に別の相談の電話がかかってくることもあるほど相談が多いのです。

労働問題について悩みを持つ方が多いのだと実感しています。

弁護士□徳永□美之理